

平成 24 年 3 月 30 日

日本玩具協会

スーパーボールによる窒息事故防止策に関し、消費者庁より当協会宛に要請（平成 24 年 3 月 28 日付 消安全第 54 号）がありましたので、周知致します。

(要請内容)

スーパーボールすくい等、包装（袋詰めなど）によらない当該製品（スーパーボール）の販売形態においては、持ち帰り用の袋などに以下の趣旨の注意事項を明記する。

- ・誤飲や窒息の危険があるので、こどもの口に入れさせないこと
- ・窒息の危険のある大きさ*のスーパーボールは、3 歳未満のこどもには与えないこと、また、3 歳以上であっても口にしないよう注意すること

(※ 直径 44.5 mm 以下：玩具安全基準書による)

その他の販売形態においても、同種の注意表示の一層の徹底をお願いする。

(説明)

1. ST 基準第 1 部には、「追補 1」に「小球」の基準が定められており、スーパーボールも ST マークを取得するには当該基準に適合する必要があります。
2. ST 基準第 1 部「追補 1」の内容（小球関係）は次のとおりです。
 - (1) 3 歳未満を対象とする（球形の）玩具は、直径 44.5 mm（小球用テストゲージを通過するサイズ）以下であってはならない。
 - (2) 3 歳以上を対象とする（球形の）玩具は、直径 44.5 mm 以下のものは、誤飲の危険等について注意表示をすること。
3. 本件要請は、スーパーボールについて、誤飲事故を防止するため上記基準への適合を求めるものであり、スーパーボールすくい等の包装（袋詰めなど）によらない場合にあっても、持ち帰り袋などでの注意喚起を求めています。
4. なお、消費者庁は、別途、地方自治体宛に通知を発出し、スーパーボールすくい等のイベントを実施する際において、上記取組への協力を要請する予定です。

本件のお問合せ先

日玩協事務局 山口・中田

03-3829-2513

社団法人日本玩具協会会長 殿

消費者庁消費者安全課長
(公 印 省 略)

スーパーボールによる窒息事故防止策について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

スーパーボールによる窒息事故については、日本小児科学会雑誌 Injury Alert (傷害注意速報) に2件の事故事例(別紙参照:平成20年10月、平成21年8月発生)が掲載されるなど、小児が被害に遭う事故の発生が見受けられます。

消費者庁では、今後の同種事故の発生を防止するため、当該製品の流通・販売に関する実態調査や、関係者等からのヒアリングを行ったところ、スーパーボールすくい等、一部の販売形態においては注意表示が十分にされていないことが把握されました。

貴団体におかれては、従前より当該製品はじめ玩具の安全対策に尽力されているところですが、改めて下記の取組みの推進を図るとともに、加盟事業者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、別途地方公共団体に対し、スーパーボールすくい等をおこなうイベントの実施等における注意表示の実施について協力を要請するとともに、消費者への注意喚起の実施も予定しております。

記

スーパーボールすくい等、包装(袋詰めなど)によらない当該製品の販売形態においては、持ち帰り用の袋などに以下の趣旨の注意事項を明記する。

- ・誤飲や窒息の危険があるので、こどもの口に入れさせないこと
- ・窒息の危険のある大きさ*のスーパーボールは3歳未満のこどもには与えないこと、また3歳以上であっても口にしないよう注意すること
(※直径44.5mm以下:玩具安全基準書による)

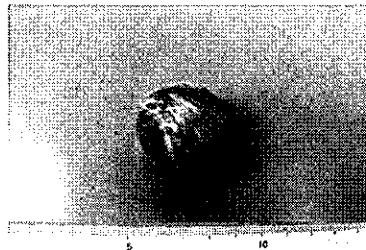
なお、その他の販売形態においても、同様の注意表示について一層の徹底をお願い申し上げます。

No.3 スーパーボールによる窒息

事例	年齢: 3歳 9か月 性: 男	
傷害の種類	喉頭異物による窒息	
原因対象物	直径3.5cmのスーパーボール (製造業者, 製造年は不明) (写真参照)	
臨床診断名	低酸素性脳症	
発生状況	発生場所	自宅の居間
	周囲の人・状況	母親, 兄 (7歳), 妹 (1歳)
	発生時刻	10月29日 午後6時17分頃
	発生時の詳しい様子と経緯	口の中にスーパーボールを2つ入れて遊んでいた。たまたま気づいた母親が「危ないのでボールを口から出しなさい」と叱ったところ、驚いて2つのうちの1つを吸い込み窒息状態となった。残りの1つは口の外へ出した。母親が口の中に指を入れて摘出しようとしたが取り出せず、救急隊を要請した。午後6時54分 (窒息から37分後)、喉頭にスーパーボールが詰まった状態で当院に搬入された。
治療経過と予後	救命救急センターで喉頭に詰まったスーパーボールをマギール鉗子にて摘出した。その後、挿管、心マッサージを施行したところ、蘇生開始後20分で心拍は再開したが、自発呼吸は認めなかった。肺出血を認めたため、サーファクタント洗浄および補充療法を施行した。入院直後の脳波は平坦であり、頭部単純CTでは脳室の構造も失われ、脳全体がlow densityを呈していた。その後も意識の回復はみられず、自発呼吸が無いため人工呼吸管理を継続したが6か月後に死亡した。	

【こどもの生活環境改善委員会からのコメント】

1. 3歳児の最大開口口径は39mmであり、35mm径のスーパーボールは口腔内に入りうる。
2. この大きさのスーパーボールが2つ口腔内に入れば、奥のほうのスーパーボールは喉頭部に嵌入しやすい状況になる。
3. 外表面がスムーズで、ある程度の大きさと弾力を持った物がいったん喉頭部に嵌入すると取り出すことはたいへんむずかしく、このように不幸な状況となる。
4. スーパーボールの大きさを直径45mm以上にする、あるいはスーパーボールに通気孔を開けるよう規制する必要がある。



No.11 スーパーボールによる窒息

事例	年齢：3歳4か月 性：男	
傷害の種類	窒息	
原因対象物	スーパーボール	
臨床診断名	上気道異物による急性呼吸不全	
発生状況	発生場所	自宅居間
	周囲の人・状況	母親は他の部屋で家事をしており、一緒に遊んでいた父親はトイレに行っていた。
	発生時刻	8月10日、午後8時頃
	発生時の詳しい様子と経緯	当日午後7時頃、夏祭りの「スーパーボールすくい」で約10個のスーパーボールを獲得し持ち帰った。父がトイレに行っていた約5分間、1人で遊んでいた。午後8時頃、父親が発見した時には、本人は苦しがりており発声不能の状態であった。口に入れたところは目撃されていなかったが、周囲にスーパーボールが散乱しており、窒息を疑った父親が直ちに救急搬送を要請した。
治療経過と予後	救急隊が現地に到着した時、意識障害はなかったがチアノーゼが認められた。酸素投与によりチアノーゼは消失したが著明な努力性呼吸を呈し、好んで右側臥位をとった。搬送中に呼吸状態は若干改善したという。午後8時54分、病院に到着した。リザーバー付きフェイスマスクで酸素(10l/分)投与下のSpO ₂ は99%、心拍数154/分、呼吸数30/分であった。意識は清明であったが、顔貌は苦悶状で著明な吸気性喘鳴と陥没呼吸、胸郭運動の低下と呼吸音の減弱を認めた。発声はわずかに可能であったが、発語は不能であった。嘔声、咳嗽はなかった。右側臥位と酸素投与を継続し、直ちにモニターを装着、静脈ラインの確保を行った。頸部側面レントゲン写真(ポータブル)では下咽頭に嵌入した直径約2cmの球形異物を認めた(写真1)。耳鼻科医の応援を要請し、気管内挿管、緊急気管切開の準備を行った後、午後9時30分マギール鉗子にて直視下に異物を摘出し、スーパーボールであったことを確認した(写真2)。約2時間救急外来で経過観察し、呼吸状態に著変がないことを確認し帰宅とした。	

【こどもの生活環境改善委員会からのコメント】

1. 今回のスーパーボールの直径は約23mmであり、3歳児の最大開口口径の平均値である39mmより小さく、簡単に口内に入る。
2. お祭りの屋台でしばしば催されている「スーパーボールすくい」により、幼児は容易にスーパーボール(硬質ゴム製)を入手することができる。危険物として、入手経路の問題を取り上げる必要がある。
3. スーパーボールすくいのボールは包装されておらず、注意書き等の記載もない。注意書きがないため、保護者に危険物であることが周知されにくい。
4. この速報で以前取り上げた事例(文献1)と似たボールによる窒息例であり、ボールの大きさを直径45mm以上にする、あるいはボールに通気孔を開けるよう規制する必要がある。
5. 主治医は、「保護者がむやみに異物除去を試みなかったことが、結果的に重大な結果を回避できた」としているが、呼吸困難があってもある程度の呼吸ができていれば、叩打法などの処置は行わないほうがいいのか検討する必要がある。

文献

- 1) 日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会：Injury Alert (傷害注意速報)，No.3「ゴムボールによる窒息」。日児誌 112：802,2008

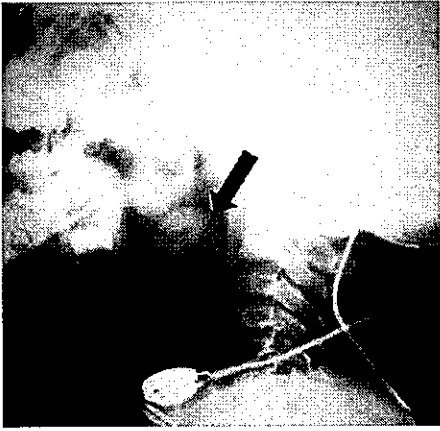


写真1

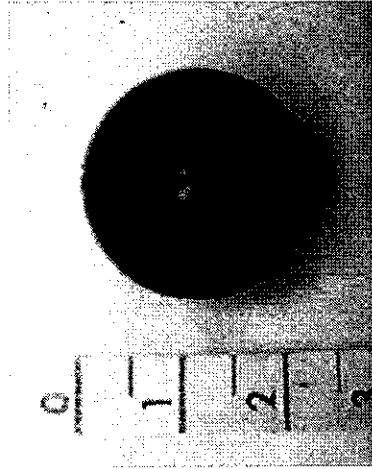


写真2